

ご注意！ 相続税・贈与税の納税猶予農地の管理

農地の相続税・贈与税の納税猶予特例制度は、地価の評価額の高い地域における農業生産を守るため、相続人・受贈者が一定期間自ら耕作を引き受ける場合に、「特例として」税の負担の軽減を認めるものです。農業を継承したい方にとっては大変すばらしい制度ですが、その反面、相続人・受贈者が農地を**他人に売却・貸付**したり、**転用**したり、**耕作を放棄**している等の場合は、**原則として支払いを猶予されている税金を利子を付けて納めなければなりません**。

相続税・贈与税の納税猶予特例を申請するにあたっては、このことを踏まえ、親族等とともに慎重に考える必要があります。また、すでに申請をされている方は、このようなことが決しないようにしなければなりません。

【 例：耕作を放棄している場合 】

